

4. 授業料等学生納付金と奨学金

4-1. 学生負担の考え方

英国においては、従来、英国籍およびEU籍の学生からは授業料を徴収する場合にも政府資金で全額奨学金 (mandatory awards) を支給し、学生負担はなかった。しかし、高等教育人口が拡大する中で、教育に要する経費を各利害関係者が応分の負担をすべきであるとの考え方が1997年に公表されたデアリング報告で示された*33。これを受けて、1998年度入学者から、教育経費の一部を学生またはその保護者から授業料として徴収することとなった。なお、負担する授業料は学問分野を問わず同一金額とされた。

4-2. 学費負担の方式と水準

学生から徴収することとなった授業料は、標準的な教育経費の4分の1相当額とされており、1998年度の場合、1,000ポンドであった。その後、物価上昇率等を踏まえて、99年度の入学者については、1,025ポンド、2000年は1,050ポンド、2001年は1,075ポンドと設定された。政府が公式に、どのような考え方で4分の1の根拠を説明しているかについて、現時点では確認出来ていないが、デアリング報告では教育に要する経費の4分の1程度を授業料として学生に負担させることについての検討が行われており、4分の1の根拠として、オーストラリアにおいて学生からの授業料徴収が導入された際に、当初、その金額は教育経費の23%程度と設定されたことが紹介されている。

また、特別なコースを除いて、各大学が個別にこれ以外の授業料を設定することについては、教育技能大臣が拒否権を有しており (1998年教員・高等教育法第68条)、これまでのところ、上乗せ授業料を導入する大学は現れていない。

実際に学生が負担する授業料の金額は、表7のように当該学生または被扶養者である保護者の年間所得によって異なり、2000年度入学生の場合、保護者の所得が17,805ポンド未満であれば、授業料は全額免除される。なお、負担額が1,050ポンドを超える場合 (所得28,505ポンド以上)、越えた金額は保護者が学生の生活費を負担することを意味する。(学生は、生活費について、貸与制の奨学金を受けることが出来るが、一定額以上は所得制限を受ける。)

表2-14 保護者の所得と授業料等教育費負担額の関係
(2000年度入学者)

保護者の所得	保護者が負担すべき教育費
£ 17, 805未満	0
£ 17, 805	£ 45
£ 20, 000	£ 213
£ 25, 000	£ 669
£ 35, 000	£ 1, 793
⋮	⋮
£ 69, 825～	£ 6, 437

備考 { 17,805～22,754ポンドまでは、所得£13の増につき£1の負担増
22,755～33,449ポンドまでは、所得£9.20の増につき£1の負担増
33,450ポンド以上は、所得£7.50の増につき£1の負担増 }

出典：DfEE SSIN 15/00 Student Support Information Note 2000/2001 Arrangement
(2000年3月8日), DfEE *Financial Support for Higher Education Students in 2000/2001*

このように保護者の所得によって負担する授業料は、0～1,025ポンドと異なる。98年度入学者の場合、実際には、①授業料を全額支払った学生(36%)、②授業料を全額免除された学生(44%)、③授業料を一部免除(減額)された学生(20%)、となっている。(なお、2001年度からは、保護者の所得が2万ポンド未満までの学生は授業料が全額免除される予定であり、その結果、約5割の学生が授業料を全額免除される見込みである。)

なお、授業料を減額された学生の授業料差額分については、SLC (Student Loans Company) が大学に支払うこととなっており、その財源は政府が負担する。

4-3. 奨学制度の考え方と水準

学生の生活費部分が貸与制奨学金でカバーされる。この場合、奨学金の限度額は、地域特性や在学年次、自宅通学の有無等によって決まってくる。奨学金申請者のeligibility (受給資格) のチェックや支給状況のモニタリングは、各地方教育当局 (LEA) が行うが、奨学金はSLCが学生に貸与している。

1998年の授業料徴収、貸与奨学制度への移行にともなう新しい奨学制度の構成体の相互の関係は図のように整理される。

図2-9 学生ローン及び授業料の流れ

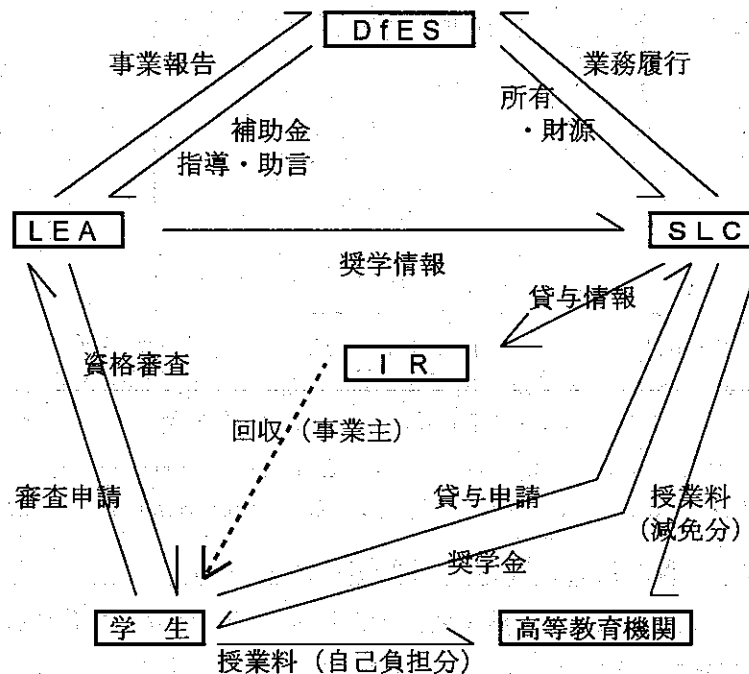


表2-15 奨学金貸与限度額 (2000年度入学者の場合)

学生の属性		Full year	Final Year
下宿	ロンドン	£ 4, 5 9 0	£ 3, 9 8 0
	ロンドン以外	£ 3, 7 2 5	£ 3, 2 3 0
自宅通学		£ 2, 9 5 0	£ 2, 5 7 5

出典：DfEE, Financial Support for Higher Education Students in 2000/2001

なお、慢性的な教員不足を解消する施策の一環として、第一学位取得者を対象とする教職専門課程(Postgraduate Certificate in Education: PGCE)等に登録する学生は授業料を徴収されないとともに、Financial incentiveの観点から、6,000ポンドの奨学金(training salary)が得られる。

また、一般の学生についても障害者や海外での語学実習等を必要とするコースの学生に対しては、生活費や旅費について給付制の奨学金が支給される場合がある。

奨学金の返還については、大学卒業後の4月から開始されるが、返還月額³⁴は学生の年間所得によって異なる。また、貸与額に対して、インフレ率(小売物価指数)をかけた金額を返還していくこととなる。返還月額の設定と徴収は、内国歳入庁(Inland Revenue: IR)において行われる。返還月額については卒業者の年間所得が1万ポンドを境に設定され、1万ポンド以下であれば、これを越えるまで返還は延期される。また、身体障害に陥った場合

や、65歳になった時点で残額がある場合には、返還は免除される*35。

表2-16 所得と奨学金の返還月額の関係

卒業生の年間所得	返還月額	返還額の所得に占める割合
1万ポンド以下	0	0
£11,000	£7	0.8%
£12,000	£15	1.5%
£15,000	£37	3.0%
£17,000	£52	3.7%
£20,000	£75	4.5%

* 月額返済額 = (年収 - 10,000ポンド) × 0.09 ÷ 12

出典: DfEE *Financial support for higher education students in 2001/2001 A Guide.*